

事務所だより

第72号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金とライフステージ - 第8回 -

昨年十一月から約一年にわたり、国民年金・厚生年金保険・共済年金（公的年金制度）とライフステージとの関係について紹介します。

登場人物を

紹介します

今回の登場人物はBさん（男性）の配偶者Cさんです。

Cさんは、短大を卒業後、看護師になり、民間の病院で勤務していました。その時に知り合ったBさんと結婚しましたが、Bさんが先立ってしまつ、という設定です。

さて、Cさんのライフステージでは、年金制度がどのようにかわつていくのでしょうか。

『二十歳になったら

国民年金』

日本国内に住む方は、誰でも二十歳になったら年金に加入して保険料を納付しなければなりません。

Cさんは、二十歳時点では短大生でしたので、在学中の保険料の納付が猶予される制度（学生納付特例制度）を申請して猶予されました。

なお、納付猶予から十年間に保険料を納付（追納）すれば、六十五歳から受給する年金額を増やすことができます。

保険料の追納で

看護師として民間病院へ就職したCさんは、勤務先で社会保険に加入しました。一定の収入を得られるように

なったCさんは、二十二歳になったある日、短大生時代に納付猶予された国民年金保険料を追納しようか迷っていました。

追納した場合の年金額がいくら増額するのかを確認すると、追納一ヶ月につき、年間約一六〇〇円増額することがわかり、追納できる期間分を毎月払いで追納することにしました。

遺族年金を受給

第四回、第五回で登場したBさんと結婚したCさんは、Bさんの看護をしながら勤務を続けていました。しかし、Cさんが四十七歳のとき、看護の甲斐なくBさんは他界しました。

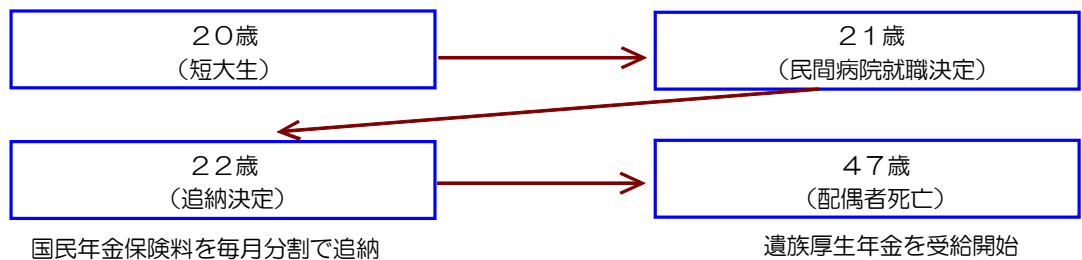
そこで、Bさんが加入していた厚生年金保険から遺族厚生年金を受給することになりました。

次回は、Cさんの人生後半のライフ・イベントと年金制度との関わりをご紹介します。



国民年金に加入（第1号被保険者）学生納付特例の申請を行なう

厚生年金保険に加入（第2号被保険者）



注) Cさんに起こるアクシデントは、架空の出来事です。

七月の労務手続
「提出先・納付先」

- 十日
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限（～七月十日）
 - 「都道府県労働局または労働基準監督署」
 - 健保・厚年の算定基礎届の提出期限（七月一日～一〇日）
 - 「年金事務所又は健保組合」
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
 - 「公共職業安定所」
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
 - 「労働基準監督署」
 - 十五日
 - 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
 - 「公共職業安定所」
 - 三十一日
 - 労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、四月～六月分）
 - 「労働基準監督署」
 - 健保・厚生保険料の納付
 - 「郵便局または銀行」
 - 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
 - 「年金事務所」
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
 - 「公共職業安定所」

過労死等の労災補償状況が発表されました

二十六年年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

◆「過労死等」の定義

「過労死等」は、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

つまり、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害が対象です。

◆脳・心臓疾患の請求件数は減少

脳・心臓疾患による請求件数は七百六十三件で、三年連続で減少しました。

業種別では「運輸業、郵便業」の「道路貨物運送業」が百二十件で最も多く（別表一参照）、職種別では「輸送・機械運転従事者」が百四十三件（別表二参照）となっています。

て、他の職種に比べて群を抜いています。

また、年齢別では「五十～五十九歳」が二百五十一件で最も多くなっています。

◆精神障害の請求件数は過去最多

精神障害による請求件数は千四百五十六件で、前年度より

りも四十七件の増加となり、過去最多となりました。請求自体は年々増加の一途をたどっています。業種別では、「医療、福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」が百四十件で最も多く（別表三参照）、職種別では「一般事務従事者」が二百十件（別表四参照）となっています。

また、年齢別では「四十～四十九歳」が四百五十四件、「三十～三十九歳」四百十九

件の順となっています。

◆認定基準は目安

厚生労働省は、「業務上」の労災の認定基準を公表しています。しかし、脳・心臓疾患の認定率四十五%前後、精神障害の認定率は四十%を下回っています。

これらの数字は、当年度の請求件数に対する支給決定ではありません。

平成二十六年年度中に「業務

上」と認定した件数は、平成二十六年年度以前に請求があったものを含んでいますので、請求件数が増加している精神疾患は認定率が減少していると言えるでしょう。

認定基準に当てはまっていなくても、個々の基礎疾患や脆弱性などが起因していると判断されて、支給決定されないケースを見逃すことはできません。

編集後記

入社後「どこまで出世したか」とのアンケートに対して「生涯平社員のままがいい」と回答する新入社員が年々増加しているとのこと。定年まで平凡に勤めることが理想なのでしょうか。今の不安定な雇用状況を物語っている調査結果です。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com

(別表一)

ワースト3	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	120
2	サービス業 (他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	48
3	建設業	総合工事業	42

厚労省発表「表1-2-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）」より抜粋

(別表二)

ワースト3	職種（大分類）	職種（中分類）	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	143
2	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	42
3	販売従事者	商品販売従事者	40

厚労省発表「表1-3-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）」より抜粋

(別表三)

ワースト3	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	140
2	医療、福祉	医療業	95
3	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	84

厚労省発表「表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）」より抜粋

(別表四)

ワースト3	職種（大分類）	職種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	210
2	販売従事者	商品販売従事者	88
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	71

厚労省発表「表2-3-1 精神障害の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）」より抜粋